

日田市規則第56号

日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月28日

日田市長 原 田 啓 介

日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(計画相談支援給付費の支給申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 福祉事務所長は、計画相談支援給付費の支給の決定を受けた支給決定障害者等について<u>法第5条第23項</u>に規定する継続サービス利用支援のモニタリング期間(同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。)を変更するときは、モニタリング期間変更通知書(様式第18号)により当該支給決定障害者等に通知するものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(計画相談支援給付費の支給申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 福祉事務所長は、計画相談支援給付費の支給の決定を受けた支給決定障害者等について<u>法第5条第21項</u>に規定する継続サービス利用支援のモニタリング期間(同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。)を変更するときは、モニタリング期間変更通知書(様式第18号)により当該支給決定障害者等に通知するものとする。</p> <p>5 略</p>

(補装具費の支給申請等)

第18条 法第76条第1項の規定により補装具費支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者（次条において「申請者」という。）は、補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書（様式第28号）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 略

(補装具費の支給申請等)

第18条 法第76条第1項の規定により補装具費支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者（次条において「申請者」という。）は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第28号）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。